住民票・戸籍・印鑑・諸証明等の交付申請書

美浦村長			令和 年 月 日
(1)	住 所 〈Adress〉		電話番号 〈Phone〉
窓口に来られた方	フリガナ		生年月日〈Date of Birth〉
※法人の場合は、 裏面もご記入ください。	氏名 〈Name〉		男 明・大・昭・平・令・西暦 女 年 月 日
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
2	住 所 [1	司上	
どなたのもの が必要ですか	氏 名 (男 氏 名 女	男女
	生年月日	月・大・昭・平・令・西暦 年月日	明.十.叨.亚.今.西麻
		1	
1 住民票・諸	証明書等	│	3 印鑑証明書
①から見て②との関 下記に☑印をして下		必要な方の本籍	必ず印鑑登録証を添えて申請して 下さい。
□本人・同じ世帯 □代理人(委任状等	Ε)		氏 名
※上記に該当しない		同上	同上
使用目的・提出先なに裏面にお書き下さ		L	登 録 番 号 300円
世帯全員		□本人 □配偶者(夫又は妻) □直系尊属(父母又は祖父母)	通
(住民票謄本)	300円 通	□直系卑属(子又は孫)	氏 名
世帯一部(住民票抄本)	300円 通	- □代理人(委任状等) □ □その他(・ ※その他の場合は、使用目的・提出先などを	
	300円 通	具体的に裏面にお書き下さい。	登 録 番 号 300円
改製原住民票	300円 通	ロム如(隆士)	通
以表际正式亲	300[1]		4 その他の証明書
記載事項証明	300円 通		不在住・不在籍証明 300円 通
【注意】		万 籍 証 明 書 450円 通	个在任"小任精証明 30001] 通
原則として本籍・続柄・住民票コード		除籍証明書750円通	軽自動車住所証明 無料 通
等を省略しております。記載が必要 な場合は下記に☑印をして下さい。		受理証明 婚姻・離婚 350円 通	
┃ □ 本籍・筆頭者 □	〕世帯主∙続柄	記載事項証明書 350円 通	│└─── 事務処理欄
□住民票コード□□		届書等情報内容証明 350円 通	来庁者本人確認
※ 第三者請求の場合、原則 本籍・ 続柄・住民票コード・マイナンバー		附票 口全部(謄本) 300円 通 現・除・改 ロー部(抄本) 300円 通 附票について、記載が必要な場合は	□ マイナンバー・住基カード □ 免許(経歴)証: □ 在留カード:
は省略になります。		下記に☑印をして下さい。 □ 本籍・筆頭者氏名	□ 旅券 □ 障手 □()
 外国人の方の場合		- □ 在外選挙人名簿に登録された旨 戸 籍 電 子 証 明 書 400円 通	│ │ □ 健·介·後 □ 学生 □ 質問 │ │ □ その他:
下記の事項の記載が必要な場合は			印鑑登録証
☑印をして下さい。		除籍電子証明書 700円 通	提示書類 契約書・委任状・戸籍・その他()
]在留情報	身分証明書300円通	手数料 確認 交付
]カタカナ表記]すべて表記	独 身 証 明 書 300円 通	_
	- / · C 双 LL		# #

※使いみちがプライバシーの侵害になるような不当な目的によるものである時は、請求に応じられません。

※偽り、その他不正な手段により、交付を受けた時は処罰されることがあります。

請求の理由と提出先 口権利行使・義務履行のため 口国又は地方公共団体の機関に提出するため □その他 請求者が法人の場合、以下を記入したうえで法人の代表者印を押印してください。 所在地 社 電話番号 代表者名 (FI) 関 係 ※請求目的を証明できる資料の添付が必要になります。 請求目的 請求に当たっての注意事項 1 請求の理由の記載について (1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合 戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。 (2) 国又は地方公共団体の機関に提出する場合 戸籍謄本等を提出する国又は地方公共団体名を記載してください。また、提出を必要とする理由も記載してください。 (3) その他の理由で請求する場合 戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。 2 資料の提供について 請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。 3 戸籍個人事項証明について 戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、個人事項証明をご利用ください。 4 戸籍一部事項証明について 戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。 5 本人確認資料について 窓口に来られた方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。 6 権限確認書類について 窓口に来られた方が、請求者の代理人又は使者である場合には、代理権限又は使者の権限を証明する書類が必要です。 7 罰則 偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。 ※ ご不明な点がありましたら窓口でお尋ねください。 質問欄 回答欄